

令和3年

第10回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年10月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(13番林 昭彦委員、14番牛木 友哉委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 8 第3号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 9 その他

- 令和3年11月2日（火）
 - ・食育出前授業 午前
 - 【大崎小学校】 〈東・大崎地区委員〉

- 令和3年11月4日（木）
 - ・第2回農地パトロール 9：30～
 - 【市内全域】 〈農地特別委員会委員〉

- 令和3年11月9日（火）
 - ・食育出前授業 午前
 - 【中之島小学校】 〈中之島・上田地区委員〉

- 令和3年11月22日（月）
 - ・令和3年度新潟県農業委員会大会
 - 【新潟市：朱鷺メッセ】 〈農業委員、推進委員、事務局〉

- 令和3年11月25日（木）
 - ・第11回農業委員会総会 9：00～
 - 【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

- 令和3年11月25日（木）
 - ・青年農業者との懇談会 15：30～
 - 【本庁舎：大会議室】 〈青年農業者担当部会委員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔		
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
		推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 3 番 小野塚 真

遅刻委員は 1 名である。

推 7 番 長谷川 政一

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第10回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は推進委員3番小野塚真委員から欠席届、推進委員7番長谷川政一委員から遅刻届がでていますのでこれを許します。従いまして本日の出席は農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番林昭彦委員、14番牛木友哉委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。

(報告なし)

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3-4ページをご覧ください。前回総会以降13件の事実確認書を交付しています。

4ページの13番は転用許可日から事業完了までが短期間となっていますが、現地は一般住宅の基礎工事が完了しており事実確認書の交付要件を満たしておりますので交付しています。残りについてはいずれも転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6-7ページをご覧ください。こちらは9件です。

1番、浦佐の田2筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

2番、穴地新田の畑1筆で、第三者との賃貸借契約のための解約です。後ほど利用集積の申請があがってきます。

3番、茗荷沢の田2筆で、あっせん売買のための解約です。後ほど利用集積の申請があがってきます。

4番、茗荷沢新田の田3筆で、借受人の都合による解約です。

5番、京岡新田の田1筆で、第三者に農地を贈与するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

6番、宮村下新田の田1筆で、借受人規模縮小のための解約です。今後貸付予定です。

7番、舞子の畑3筆で、借受人の都合による解約です。

8番、三郎丸の田1筆で、賃貸人の都合による解約で

す。

9番、長崎の田1筆で、所有者の都合による解約です。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

9ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは3件です。

1番、余川の登記が田、現況宅地の3筆計341㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらの土地は過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は9月21日に牛木委員からご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

2番、大沢の登記が畑、現況山林の3筆計1,034㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらの土地は山間部の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化したとのこと。農地でなくなった年月日は不詳です。現地は9月27日に高橋委員からご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

3番、畔地の登記が畑、現況宅地の1筆81㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらの土地は過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は10月6日に大平委員よりご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

11ページをご覧ください。農業用施設の届出ですが、こちらは1件です。

12番、麓の田1筆1㎡です。資料は7-9ページをご覧ください。転用目的は農業用施設ということで、農業用の井戸です。届出日は9月13日です。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

13ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が3件です。

1番、下出浦と野際の田2筆4,513㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては9月30日に貝瀬委員、南雲委員をご指名しています。申請人におかれましては生活資金のための財産処分とのことです。

2番、中子新田の田2筆5,129㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては10月5日に高村委員、林委員をご指名しています。申請人におかれましては生活資金のための財産処分とのことです。

3番、穴地新田の田1筆3,346㎡、交換の申出です。あっせん委員といたしましては10月7日に関英夫委員、山田委員をご指名しています。申請人におかれましては耕作の利便性を高めるためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申

請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

15ページからになります。今月は15件の申請があがってきています。

124番、売買による所有権移転です。浦佐の田2筆10,015㎡で、2筆で1枚の圃場となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

125番、売買による所有権移転です。市野江丙、辻又の田畑19筆10,276.33㎡です。対価につきましては譲渡人が財産処分のため、この価格で合意されたとのこと。経営規模拡大のためです。

126番、売買による所有権移転です。東泉田の田1筆870㎡です。こちらの土地の両隣の土地を譲受人の世帯で所有されています。経営規模拡大のためです。

127番、売買による所有権移転です。長崎の田1筆211㎡です。今回、譲受人は隣接地に5条転用申請を提出されています。対価につきましてはその転用する面積と合わせての対価でしたので、面積で按分しまして3条申請面積分の金額をこちらに記載しています。経営規模拡大のためです。

128番と129番が関連案件となっております、譲受人が同じ方の案件です。128番、売買による所有権移転です。下一日市の畑1筆1,054㎡です。なお、譲受人は隣接する宅地も譲り受ける予定です。申請理由は新規就農のためです。

129番、こちらは賃貸借権の設定で、期間は1年間です。君沢の田2筆2,377㎡です。申請理由は新規就農のためで、128番と129番を合わせまして下限面積要件である30aを満たしています。

130番、贈与による所有権移転です。京岡新田の田2筆1,170㎡です。両者はおじと甥の関係とのことです。申請理

由は親族から農地を譲り受けるためです。

131 番から 133 番までが関連案件となっていて、譲渡人が同じ方となっています。3 件とも贈与による所有権移転です。131 番、両者はおじと甥の関係とのことです。大木六と仙石の田畑 3 筆 642 m²です。親族から農地を譲り受けるためです。

132 番、両者は兄弟の関係とのことです。大木六の田 1 筆 1,990 m²です。申請理由は弟から農地を譲り受けるためです。

133 番、大木六の田 1 筆 1,699 m²です。こちらも親族から農地を譲り受けるためです。なお、今回の贈与の申請で譲受人は全農地の処分となります。また、3 名の譲受人の経営面積が 155 a と同じ数字が入っていますが、耕作面積は農家世帯で見るため同じ数字となっています。

134 番以降につきましては使用貸借権の再設定ですので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 2 番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推 2 番佐々木委員退席)

15 ページ 124 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。15 ページ 124 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、124 番案件については原案のとおり承認されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

続いて 124 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。124 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については原案のとおり承認されました。

日程 7 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 7 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 2 号議案朗読)

21 ページからをご覧ください。今月の 5 条申請は 7 件です。

75 番、水尾の田 1 筆 253 m²です。売買による所有権移転

で、転用目的は住宅用地です。資料は 10-12 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は売買により当該地を譲り受けて犬のトリミングショップを兼ねた店舗兼用住宅を建築したいというものです。こちらの農地は第 2 種農地ではございますが、集落に接続した小規模な農地を住宅用地として転用するものですので許可相当と考えています。

76 番、畔地の畑 1 筆 91 m²です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 13-15 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、両者は義理の親子の関係です。資料 14 ページの地図をご覧ください。今回の申請地である ■■■■ と隣接する宅地の ■■■■ に義父母と同居する住宅を建築したいという申請です。申請地につきましては以前から駐車場として利用してきたという経緯がありますので、現所有者の譲渡人から始末書を提出いただいています。こちらの農地は第 2 種農地ではございますが、集落に接続している小規模な農地を転用するものであり許可相当と考えています。

77 番、畔地の畑 1 筆 66 m²です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 16-18 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、両者は親子の関係です。申請地については先ほどの 76 番案件の隣接地です。資料 17 ページの地図をご覧ください。内容については 76 番案件とほとんど同じですが、申請地であります ■■■■ と隣接する宅地の ■■■■ に一般住宅を建築したいという申請です。また、76 番案件と同様に申請地が以前から駐車場として利用してきたということで始末書を提出いただいています。こちらの農地についても第 2 種農地ではございますが、集落に接続している小規模な農地を転用するものであり許可相当と考えています。

78 番、宮の田 1 筆 240 m²です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 19-21 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、両者は義理の親子の関係です。申請人は転勤が多く、子どもの生活環境が変わらないように妻の実家の隣接地を借り受けまして一般住宅を建築したいという申請です。こちらの農地は第 2 種農地では

ございますが、集落に接続している農地を転用するものであり許可相当と考えています。

79番、美佐島の畑1筆460㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は22-24ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は現在アパートに居住していますが、家族が増え手狭になったため申請地を譲り受けて一般住宅を建築したいという内容です。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を転用するものであり許可相当と考えています。

80番、長崎の田1筆178㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は農作業場・駐車場用地です。資料は25-27ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は工務店の役員をしまして、申請地は自宅裏の農地となっています。今後長男夫婦と同居の予定があるため長男夫婦の駐車スペース、また現在苦慮している工務店関係の駐車スペースの確保に6台分、さらに農作業所を建設したいという内容です。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続している農地を転用するものであり許可相当と考えています。なお、資料26ページをご覧くださいと、転用するにあたりまして申請地は分筆をされて半分ほど農地が残る形になってはいますが、先ほどの3条申請で残った農地部分についても譲受人が譲り受けることになっています。

22ページに移りまして、81番、五郎丸の田1筆2,973㎡です。賃借権の設定で、転用目的は一時転用による錦鯉の養殖のためです。期間は令和3年11月15日から令和6年4月1日までです。申請の内容についてですが、譲受人は養鯉業を営んでいる方です。申請地の近くの土地から温泉が湧出をしまして、温泉権利者と土地所有者から同意を得まして申請地まで温泉水を引き込んで錦鯉の稚魚を養殖したいとのこと。期間は3年間の一時転用となりますが、実際に養殖場として利用は刈取り後から翌年の4月1日までの冬期間だけで、それ以外は稲の作付けをされる予定です。養鯉池から作付けに移行し、刈取り後にまた養鯉池として利用するという形を令和6年4月1日まで繰り返

すという内容の申請です。こちらの案件の資料ですが、28ページに申請地に位置図、29ページは地番図です。30ページに事業計画図で温泉の井戸から申請地までの経路図です。31ページも事業計画図となりますが、こちらは給排水路の横断面図となります。排水については申請地の南側となりますが、そちらにある排水路へ排出することになります。32ページについても同様に事業計画図となりますが、こちらは隣接地への漏水防止対策の図面です。今回の転用では田面への工作物の設置はしない予定で、既存の畔の内側に中畔を作りまして、中畔と既存の畔の間に土側溝を設けることにより下手側の田へ水が漏れないようにするという内容です。さらに、皆さんのお手元に配布しました総会補足資料の最後のページの81番案件の許可要件の状況等の欄をご覧ください。隣接所有者が2名いるうちの一人は事情により本人の意思が確認できない状況で同意がもらえていないということで、地元の農家組合、土地改良区総代からの同意がありませんが、同意が得られない理由を記載した書面を提出いただいています。また、土地改良区からは温泉の漏水対策、苦情発生の際の対応などの条件付きではありますが、協議完了証明書が発行されています。関係機関の一部からは同意を得られていませんが、必要とする書類は提出されております。また、事業計画や周辺農地への被害対策についても具体的に計画されていること、刈取り後の農閑期の一時転用であることから許可相当と考えています。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議

案農地法第5条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程8 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程8 第3号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

24ページからになります。今月の利用集積は所有権移転が1件、新規の賃借権の設定が8件、賃借権の再設定が13件、使用賃借権の再設定が1件の合計23件となっています。

558番、茗荷沢の田2筆1,146㎡です。売買による所有権移転で、対価は㎡当たり800円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は33ページをご覧ください。

続いて賃借権の設定です。

559番、穴地新田の田1筆876㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で60kgです。経営規模の拡大です。

560番、穴地新田の畑1筆988㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で2俵です。こちらについては畑で耕作されていますが、賃借料については地権者の意向により米で支払うとのことです。経営規模の拡大です。

561番、山谷の畑1筆774㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。こちらについても地目は畑ですが、現況田ということで賃借料については米で支払うとのことです。

562番、小杉新田と大木六の田5筆12,769㎡です。賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。経営規模の拡大

です。

25 ページに移りまして、563 番です。早川の田 4 筆 5,824 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

564 番、早川の田 2 筆 3,881 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

565 番、長崎の田 2 筆 5,354 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。経営規模の拡大です。

566 番、長崎の田 3 筆 6,142 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 7 俵です。経営規模の拡大です。

567 番から 580 番案件につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 17 番山本晴夫委員の除斥を求めます。

(推 17 番山本委員退席)

24 ページ 561 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24 ページ 561 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、561 番案件については原案のとおり承認されました。山本委員の除斥を解きます。

(推 17 番山本委員着席)

続いて 561 番案件を除く他の案件について質疑を行います。推進委員 21 番井口博委員。

推 21 番井口委員

29 ページの 580 番ですが、対価の欄が空欄になっていますが、対価が無いということよろしいのでしょうか。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

580 番案件については使用貸借権の設定ですので、対価のない無償の貸し借りとなります。以上です。

議 長

ほかにありますでしょうか。

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。561 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は全て原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。休憩中に各種担当者会議、全員協議会、農業者年金学習会等ありますのでそれぞれ宜しくをお願いします。

(9 時 45 分休憩)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(13 時 40 分開会)

日程 9 その他

- 議 長 日程9 その他についてですが、まず来年度の年間計画について報告をお願いします。古藤局長。
- 古藤局長 令和4年度の総会の日程についてです。今年度同様、毎月25日を基本とさせていただきますが、25日が土日祝日の場合は翌平日とさせていただきます。以上です。
- 議 長 続いて、全体の行事予定ということで幹事会から報告をお願いします。15番井上秀樹委員。
- 15番井上委員 令和4年度の行事予定ですが、今年行う予定としていました管外視察研修を来年の6月中旬頃行います。その他の幹事会行事については例年通りです。以上です。
- 議 長 井上委員、ありがとうございました。続いて、農地特別委員会から来年度の活動について報告をお願いします。14番牛木友哉委員。
- 14番牛木委員 農地特別委員会から報告します。基本的には今年度を踏襲し、8月に第1回農地パトロール、10月に農地特別委員会で翌年度の年間計画を立て、11月に第2回農地パトロールを実施します。1月に賃借料情報検討会、3月に下限面積の検討を行います。その他に個別に審議が必要な案件ができましたら、随時農地特別委員会を開催します。以上です。
- 議 長 牛木委員ありがとうございました。続いて、農政特別委員会から報告をお願いします。12番原澤眞委員。
- 12番原澤委員 農政特別委員会からご報告します。まず、6月に認定農業者との意見交換会、11月に青年農業者との意見交換会、12月に女性農業者との意見交換会を開催予定です。以上です。
- 議 長 原澤委員ありがとうございました。続いて、広報特別委

員会から報告をお願いします。13 番林昭彦委員。

13 番林委員

広報特別委員会から来年度の計画についてご報告します。今年度同様、広報誌「魚野のかけ橋」を7月、12月、3月の年間3回発行します。また、年間計画は10月に計画します。以上です。

議 長

林委員ありがとうございました。なお、今ほどの報告をまとめたものにつきましては来月の総会時に皆さんのお手元に配布しますが、現段階でなにか質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、報告のとおりにご了承ください。

つづいて、青年農業者部会より報告をお願いします。16番駒形哲也委員。

16 番駒形委員

青年農業者部会からご報告です。来月25日の総会後に青年農業者との意見交換会を開催します。会場は南魚沼市役所本庁舎の大会議室です。出席されない方でも青年農業者に聞いてみたいことがあるという方がいらっしゃいましたら文書等いただければと思います。以上です。

議 長

ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、駒形委員ありがとうございました。

事務局からの連絡の前にここで農協代表として中島修委員より集荷検査について分かる範囲でご説明をお願いします。8番中島修委員。

8 番中島委員

総会後のお時間をいただきまして、皆様に2、3点ほどお繋ぎをさせていただきます。日頃よりJAをご利用いた

だきまして、ありがとうございます。本年度の稲刈り分も無事 90%以上出荷の目途がついたわけですが、予約いただいた約 22 万俵より 2 万俵ほど足りない約 20 万俵の出荷をいただいています。このあと、組合長名で皆様のところに余剰米がありましたら出荷をしていただきたい、3月までは値段を下げないで受けたいというような内容の文書が届くかと思います。米がある方は農協の方へ出荷をお願いしたいと思います。今年の一等米比率ですが、まだ確定ではありませんが一昨日現在で 94%です。格落ちされている米で一番多いのはカメムシ、次に胴割れが後半になって出ています。カントリーエレベーターの稼働率ですが、全体ですと 70%で、今年は米がとれなかったということで利用率も若干下がっていますが例年と比べて特別下がったというわけではありません。ちなみに、塩沢のカントリーエレベーターが 64%、大和が 70%、六日町が 73%ほどの稼働率となっています。以上です。

議長

ただいまの中島委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、中島委員ありがとうございました。ほかに皆さん方からありませんでしょうか。古藤局長。

古藤局長

来月の予定についてご連絡します。

(今後の予定朗読)

担当の委員さんは宜しく申し上げます。以上です。

議長

ただいまの古藤局長の説明について質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ほかに皆様からありますでしょうか。無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(14時50分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年12月27日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

林 昭 彦

会 議 録 署 名 委 員

牛 木 友 哉
